

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ベネズエラ	国立ベネズエラ中央大学音響機材整備計画の実施する日本国政府とベネズエラ・ボリバル共和国政府との交換公文	国立ベネズエラ中央大学音響機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	42,000千円 H18.3.31まで	H17.8.30 カラカス で (同日)	日本側 松井靖夫在ベネズエラ大使 ベネズエラ側 アリ・ロドリゲス・アラケ外務大臣	H17.9.26 957号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。